

5 生活保護における居住地特例の適用について

有料老人ホームは、高齢者の自由な選択により入居できる住居であるが、現在は、単身での生活が難しい要介護度の高い被保護者が生活する場にもなっており、生活保護費の範囲内で入居できる施設も多数ある。

生活保護は、原則として被保護者が居住する地の行政機関が実施するが、平成30年10月の制度改正により、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム（以下、「介護付」という。）に被保護者が入居する場合に限り、入所前の居住地を所管する行政機関が当該者の保護の実施責任を負う「居住地特例」が適用されることになった。

この改正により、介護付に入居した被保護者の実施責任の移管はなくなったが、斡旋業者が仲介して、都市部の自治体から他の自治体に所在する介護付以外の有料老人ホームに被保護者を転居させた結果、生活保護の実施責任が移管されるといった事例が散見されており、生活保護の実施要領に沿った取扱いではあるが、施設が所在する自治体の負担となっている。

しかし、その一方では介護付ではない有料老人ホーム所在地の実施機関に実施責任を移管できずに、従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負い、結果として生活保護の実施要領と異なっている事例もある。

また、介護保険法においても同様の特例措置（住所地特例）があるが、全ての有料老人ホームの居住者に適用されるため、介護保険の保険者と生活保護の実施者が異なる事態も生じている。

生活保護費は費用の1／4を自治体が負担しており、現状の居住地特例は、施設が所在する地の自治体における財政負担が増大する一因になっている。一方で、実施責任を移管できずに、実施要領と異なった状態で財政負担を負う実施機関が存在していることも問題である。

これらの現状を踏まえ、生活保護の居住地特例の対象範囲を、介護保険法による住所地特例の対象範囲と一致させるなど、実態に即した実施要領の見直しや統一的なルール作成等の措置を講じられたい。